

「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会最終報告書」に対する意見

氏名	特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン 古賀真子
職業	消費者団体
住所	105-0001 東京都港区虎ノ門3-14-1-1902
電話番号	090-2470-5256
ファクシミリ番号	03-3436-3225
電子メールアドレス	kogam@consumernet.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように記入してください。） 今回の取りまとめによって具体的な法改正の方向性が示されたと受け止めます。法案の骨子や条文案を早期に示し、法案化の作業に着手することを求めます。</p> <p>【該当箇所】最終とりまとめ(以下同)</p> <p>2（2）消費者庁が果たすべき役割等について</p> <p><意見></p> <p>消費者庁が果たすべき役割を具体的に示し、以下のことに早急に取り組むべきです。</p> <p>1 本法律について広く国民へ周知を図ること。</p> <p>2 消費者庁を執行権限を持つ主務官庁として、関係行政機関との間での役割分担を明確におこない、協力体制の構築に取り組むこと。具体的には①一元的公益通報窓口の設置する。②窓口に寄せられた通報に対する調査権限を持つ。③窓口に寄せられた意見・苦情等を当該行政機関に改善要請をできる体制を構築する。④地方自治体への通報窓口の設置を積極的に要請する。小規模自治体では他の自治体と共同で窓口の設置を推進する。</p> <p>3 通報者への不利益取扱いに対して関係行政機関と権限調整をし、適切な行政措置権限をもつこと。</p> <p><<理由>></p> <p>1 公益通報者保護法の国民への認知が低いこと（労働者における公益通報者保護制度の認知度が約10.5%に止まる）ことが、事業者における適切な内部通報制度の整備・運用を阻害し、組織の自浄作用の向上やコンプライアンス経営の推進への寄与や、事業者自身の利益や企業価値の向上を妨げ、国民生活の安全・安心の向上に寄与できない原因となっています。社会経済全体の利益を図るだけでなく、国民全体の利益のためには多用なチャネルを通して法の周知徹底が必要です。</p> <p>2 消費者庁は産業育成省庁と異なり、真に消費者利益実現のための行政対応が求められる官庁であり、公益通報の対象事実（対象企業）との利害関係は原則的にないと考え</p>

られます。消費者庁が司令塔機能を発揮し、具体的な体制整備として強力な調査権限や、他省庁への勧告、行政措置等も行えるよう法改正することにより法の実効性が諮れると考えます。

【該当箇所】最終とりまとめ 2 (3) 公益通報者保護制度の実効性の向上に向けた今後の進め方

【意見】 早急に法改正の具体的な作業に入ってください。

【理由】 今回の取りまとめにより、概ね具体的な法改正の方向性が示されており、法案化の作業を急ぐべきです。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書 P.115 第1 通報者の範囲

【意見】 退職者、役員等、取引先事業者、取引先従業員、従業員家族等も広く公益通報者として認めたいうえで、例外的要件をしぼるべきです。二号通報や三号通報こそ充実させる必要があります。

《理由》

公益通報者保護の目的は、公益通報した者が不利益な扱いを受けないよう保護を図ることで、組織内の不祥事を明らかにすることを通じて、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することにあります。通報者がだれであっても組織の不正を通報した者は保護の対象とすべきです。通報要件についても、一号通報（内部通報）の充実は当然ですが、二号通報（行政通報）や三号通報（マスコミや消費者団体等）をより充実を図る必要があります。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書 P.119 第2 通報対象事実の範囲

【意見】 最終的に刑事罰の担保がある法律違反という限定は外すべきであり、通報対象事実はさらに広げるべきです。

【理由】 「最終的に刑事罰の担保がある法律違反」という限定規定については、刑罰法規についての国民の理解が十分でないことから、公益通報しようとする際に法の保護対象になるかどうかかわからず、通報をためらうこととなります。広く国民の利益に資するよう、通報対象事実を限定的に考えるべきではありません。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書 P.129 第1 不利益取扱い等に対する行政措置

【意見】 行政措置を設けるべきです。

【理由】 行政が積極的に関与しなければ通報者への不利益取扱いはなくなりません。現行では通報者が不利益取扱いを受けても何らの罰則はなく、行政の一定の関与（命令・勧告・公表等）が必要です。行政の積極的関与は不利益取扱いに対する抑止効果もあります。

【該当箇所】ワーキング・グループ報告書 P.134 第3 守秘義務

【意見】 1号通報（内部通報）先については守秘義務を課すべきです。

【理由】 通報者が内部通報をした結果不利益取扱いをされた実例があることを踏まえると、通報者の氏名・役職等の守秘義務を課することが必要です。

【該当箇所】 ワーキング・グループ報告書 P.137 第4 内部資料持出に係る責任の減免

【意見】 内部資料の持ち出しの責任の減免は必要です。

【理由】 不祥事を是正する観点での公益通報の証拠となるべき内部資料の持ち出しに対して責任の減免は必要であり、法改正に盛り込むべきです。

【該当箇所】 ワーキング・グループ報告書 P.140 第2 内部通報制度等の整備

【意見】 内部通報制度等の整備義務を法律上定めるべきです。

【理由】 公益通報者保護制度に対する企業の意識改革のためにも、法律で内部通報制度の整備義務を定めることが必要です。

以上